

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年7月23日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

水中ドローン（ROV）1式

(2) 購入物品の特質等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

仕様書 イメージングソナーを除く1式 令和7年11月28日（金）

イメージングソナーを含めた完成品 令和8年2月27日（金）

(4) 納入場所

京都府水産事務所（京都府宮津市小田宿野1029-3）

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府農林水産部水産課

電話番号（075）414-4992

ファクシミリ番号（075）414-4939

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和7年7月23日（水）から令和7年7月30日（水）までとする。

イ 入手方法

（ア）原則として、アの期間に、京都府農林水産部水産課のホームページ

（<https://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/118/index.html>）からダウンロードすること。

（イ）やむを得ず窓口配布又は郵送を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までに、（1）の場所に問い合わせること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

公告日以降、令和7年7月30日(水)まで随時行うが、職務中であるため、事前に電話で確認すること。

〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府農林水産部水産課 漁政企画係

電話番号(075)414-4992

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。))

の提出期間の属する年の1月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(3) 5で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- (4) 過去2年以内に海中構造物の観察等に使用する水中ドローンを官公庁又は官公庁に準じる機関へ納入した実績があること。

4 一般競争入札参加資格審査の申請手続

入札に参加を希望し、資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

イ 入手方法

2の(2)のイに同じ。

(2) 申請書の提出期限等

ア 提出期限

令和7年8月1日(金)

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

2の(2)のアの期間内に2の(1)の場所に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

郵便書留にて、4の(2)のアの提出期限までに必着のこと。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、「令和7・8・9年度物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の大分類4「機械器具類」小分類「農業機械」又は大分類「車両・船舶類」—小分類「船舶」に登載されたものについては、アからカまでに掲げる書類の提出を省略することができる。

ア 法人にあっては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税確認書

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書

オ 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等)、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料(仕掛品を含む。)の現在高調書

カ 取引使用印鑑届

キ 3の(2)のエ及びオに該当しないことを証する書類

- ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- ケ 過去2年以内の納入実績調書
- コ 仕様書の表1の5) センサー類について、表2、表3、及び表4に必要な性能として示した製品と異なる物品を装着する場合は、それらが同等品であることを証する書類

(4) 資料等の提出等

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 参加資格を有する者の名簿への登載

3について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府水中ドローン（ROV）

1式購入に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和8年3月31日までとする。

8 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3の（2）のア、エ若しくはオに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府農林水産部水産課長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他京都府農林水産部水産課長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を

審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

9 参加資格の取り消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び3の(2)のアからオまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和7年8月8日(金) 午後3時

イ 場所

〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁福利厚生センター2階 教養室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和7年8月7日(木) 必着

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又

はその代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 3 に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭な入札書のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札した者のした入札

カ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1 1 入札保証金

免除する。

1 2 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

1 3 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

1 4 契約書の作成の要否

要する。

1 5 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

1 6 支払条件

（1）部分払い

契約金額の10分の9を超えない範囲内において、仕様書の表1の5）5-1-2イメージングソナー以外の完成部分に相応する代金の部分払いを1回まで行うことができるものとする。

（2）精算払い

契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

1 7 その他

前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。